

前回定例会（8月2日）以降の原子力規制庁の動き

令和5年9月6日
柏崎刈羽原子力規制事務所

原子力規制委員会

（注：議題番号は「①、②…」で表記。また、議題番号がないものは「○」で表記。）

- 8月2日 第26回原子力規制委員会 臨時会議
○ 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査の状況
- 8月23日 第27回原子力規制委員会
② 令和5年度第1四半期の原子力規制検査等の結果（原子力施設安全、放射線安全関係）
○ 原子力施設等におけるトピックス（「3号機油漏えいに伴う低起動変圧器の停止について」及び「6号機中央制御室換気空調系給気エアフィルタ破損について」）
- 8月23日 第28回原子力規制委員会 臨時会議
② 令和5年度第1四半期の原子力規制検査等の結果（核物質防護関係）

柏崎刈羽原子力発電所 6・7号炉 審査状況

【審査会合】

なし

【ヒアリング】

- 8月3日
新規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所第7号機）【24】
- 8月22日
新規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所第7号機）【25】
- 8月24日
新規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所第7号機）【26】
- 9月4日
柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（4号炉の高経年化技術評価等）に関する事業者ヒアリング
- 【現地調査】
- 8月9日
東京電力ホールディングス（株）柏崎刈羽原子力発電所の保安規定変更認可申請に関する現地調査

規制法令及び通達に係る文書

- 8月7日
東京電力ホールディングス（株）から柏崎刈羽原子力発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請書を受理
- 8月8日
東京電力ホールディングス（株）から柏崎刈羽原子力発電所に係る原子炉施設保安規定変更認可申請書を受理
- 8月10日
実用発電用原子炉設置者から安全実績指標（PI）の報告を受理
- 9月4日
東京電力ホールディングス（株）から柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置許可に係る変更届出を受理
- 9月4日
東京電力ホールディングス（株）から柏崎刈羽原子力発電所第6号機の工事計画認可申請書の一部補正を受理

被規制者との面談

- 8月4日
東京電力ホールディングス（株）柏崎刈羽7号機の使用前事業者検査の進捗状況に係る面談

8月7日

柏崎刈羽原子力発電所の保安規定変更認可申請に関する面談（6号炉大物搬入建屋建替に伴う変更）
東京電力に対する適格性判断の再確認に向けた事前面談（原子力規制庁幹部の面談）
東京電力に対する適格性判断の再確認に向けた事前面談（原子力規制庁担当の面談）

8月8日

東京電力ホールディングス株式会社に関するサイバーセキュリティ対策に係る事業者説明について

8月9日

新規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する事業者との面談（柏崎刈羽6，7号炉）
東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護に関する説明について

8月10日

許認可案件の審査への対応状況に係る面談

8月22日

柏崎刈羽原子力発電所第6号機の設計及び工事計画認可申請書の補正に係る面談

8月23日

柏崎刈羽原子力発電所第1号機の濃縮廃液移送設備設置及びプラスチック固化設備廃止工事の今後の進め方に関する面談

8月25日

柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（管理区域解除・保全区域変更）に関する事業者ヒアリング【1】

その他公開会合

【東京電力に対する適格性判断の再確認に関する公開会合】

8月31日

東京電力における柏崎刈羽保安規定第2条の「原子力事業者としての基本姿勢」遵守のための取組状況の確認

柏崎刈羽原子力規制事務所

なし

放射線モニタリング情報

放射線モニタリング情報をポータルサイト (<https://radioactivity.nra.go.jp/ja/>) で発表
直近の主な更新情報は以下のとおり

各都道府県のモニタリングポスト近傍の地上1m高さの空間線量

https://radioactivity.nra.go.jp/en/contents/17000/16553/24/192_20230903_20230905.pdf

福島第一原子力発電所近傍海域の海水の放射性物質濃度測定結果

https://radioactivity.nra.go.jp/en/contents/17000/16559/24/278_4_20230905.pdf

【参考】

原子力規制委員会が行うモニタリングの測点、頻度等

近傍海域(～3km)	4 測点※表層のみ	毎月
沖合海域(概ね 30km～90km)	16 測点※一部、表層+底層	四半期

以 上

原子力規制検査（核物質防護関係）の検査継続案件（要旨）

1. 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護事案（物理的防護）

(1) 事案概要

ア 原子力規制庁の確認日 令和5年6月20日

イ 検査日 令和5年6月26日～28日

ウ 委員長及び各委員への報告日 令和5年6月29日、7月19日・20日・24日

エ 内容

○ 令和5年6月20日、原子力規制庁が柏崎刈羽原子力発電所に対して、CAP（改善措置活動）中の内容に関して事実関係を確認したところ、6月9日、警備員の巡視により、1箇所の照明装置が消灯していることを発見し、同所を含め照明装置8台の電源が入っていなかったことが判明した。

○ これを受け、原子力規制庁は、原子力規制検査（基本検査）において、

- ・ 同照明装置は、令和4年度第2四半期の検査指摘事項（照明装置の非常用電源設備等への未接続）の改善措置として、新たに設置したものであること
- ・ 令和4年11月23日に、工事請負会社が同照明装置の通電試験を行った後、電源が入っていない状態で放置されていたこと
- ・ 事業者は、工事完了後に同照明装置の照度確認を行ったものの、確認が十分ではなく、視認性も問題ないと判断していたこと
- ・ 警備員は、巡視時における所要の指示がなされておらず、同照明装置が新設されたことも知らされていなかったこと
- ・ 発見当時の状況を再現し、視認性を確認したところ、1箇所は、監視に支障がある照度であったこと（その他7箇所は、近傍の照明装置の照度により、監視に支障はなかったこと）

等を確認した。

オ 該当条文等

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第91条第2項第4号（防護区域等の巡視）、第8号（防護区域等の出入口の措置）、第21号（防護設備の点検及び保守）

カ 再発防止策

柏崎刈羽原子力発電所では、事業者と警備員とのコミュニケーション不足や防護設備の正常に機能している状態の認識不足及び確認の不徹底が原因と認識し、

- ・ 設備変更及び運用変更時における確認手順や事業者と警備員との情報共有方法の明確化（令和5年7月）
- ・ 警備員に対する再教育の実施（令和5年7月～）
- ・ 業務ガイドの改正（令和5年8月）

等の措置を講じた。

なお、施設等への妨害・破壊行為の発生は認められていない。

（2）暫定的な評価結果

重要度：緑

深刻度：S L IV

（3）備考

本日の委員会での議論を踏まえ、令和5年度第2四半期の原子力規制検査等の結果（核物質防護関係）の報告に反映することとしたい。